

仕様書

1. 概要

(1) 名称

日本万国博覧会記念公園 日本庭園植栽等景観創出業務

(2) 目的

日本万国博覧会記念公園日本庭園（以下「万博日本庭園」）は、1970年に開催された日本万国博覧会において日本政府の出展施設として、当時の造園技術の粋を集めてつくられ、日本庭園の各時代の様式がすべて取り込まれた「昭和の名園」といわれる庭園で、万博のレガシーとして、高い品質を維持してきた貴重な施設である。

庭園設置後の50年の節目の年となる令和2年に日本万国博覧会記念公園運営審議会緑整備部会（専門有識者で構成される日本庭園等の調査審議委員会）において、「万博日本庭園は、圧倒的なスケールの大きさに加え、万博のレガシー性という、歴史的価値を有しており、特別名勝となり得るポテンシャルはあり、指定を検討してはどうか」との意見をいただいた。

また、万博記念公園のさらなる活性化を図るため、『日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（H27.11月）』を令和4年11月に改訂し、その基本方針として、「レガシーの活用と万博の森づくりの文化活動等を通じ、未来を創造する力を育む公園」を掲げ、日本庭園をレガシーゾーンとして位置づけるとともに、取り組みの方向性の中で、「日本庭園は登録記念物登録、将来的に名勝指定を目指す」と方向づけている。

このため、万博日本庭園においては、日本庭園の重要な景観を形成し、今後保存していくべきものとして「本質的価値を構成する要素」の抽出を行っており、令和6年度の登録記念物の名勝部門への登録に向けた取り組みを進めている。なお、「本質的価値を構成する要素」には建物、石組、植栽といった単体のものだけでなく、地形、水景などの総合的な景観も含め、今後は「本質的価値を構成する要素」を中心に良好な景観の維持、向上を図り、登録文化財として将来にわたって引き継いでいくことが必要となる。

本業務は、日本最大級の面積を有する万博日本庭園において、本質的価値のさらなる魅力向上等のために、日々成長する植栽木等景観の維持・修復・改修を行い、更に登録記念物への登録を契機に訪日外国人を含めた来園者に感動を与え、将来に渡って日本の文化を伝える美しい景観を創出し続けることを目的として実施するものである。

(3) 庭園概要

- 面積：26ha
- 園路：約5,000m
- 流れ：約1,000m
- 使用自然石材：7,569t
- 造成時期：昭和43年2月～昭和45年3月
- 設計：社団法人日本公園緑地協会（主任設計者 田治六郎—農学博士、大阪市公園協会常務理事）
- 各庭園の作庭時における構想・概要：

【上代（地区）庭園】

万博日本庭園の西側の地区で、中央に迎賓館が建っており、建物の東側の泉と合わせて寝殿造りの上代風様式の庭園となっている。

この時代の代表的な庭園として、平等院・神泉苑（京都市）、毛越寺（浄土庭園、平泉町）などがある。

【中世（地区）庭園】

万博日本庭園の流れの中流に位置し、室町時代の枯山水、安土桃山時代の茶庭の様式の庭園が配置されている。

この時代の代表的な庭園として、西芳寺（苔寺）、竜安寺、天竜寺、大仙院（いずれも京都市）などがある。

【近世（地区）庭園】

江戸時代の初期の大名による池泉回遊式の大庭園を模した地区。

広大な心字池を中心に雄大な眺めとなっている。

この時代の代表的な庭園は、後樂園（岡山市）、兼六園（金沢市）、偕楽園（水戸市）、栗林公園（高松市）、六義園（東京都）などがある。

【現代（地区）庭園】

これからの日本庭園の在りざまを模索しつつ造られた地区。

全体的に未来を象徴する明るく立体的なデザインとなっている。

鯉池周辺では石組みに加工した切石を使用するなど、新しい試みがなされている。

蓮池には仏典の「輪廻の思想」を象徴させ、この現代の庭に立ち、もう一度過去を振り返るといった意味合いも込められている。

(4) 業務概要

1. 今後の文化財登録に向け、「本質的価値を構成する要素」を中心とした主要景観ポイント・見どころの景観整備を行う。当初の作庭意図を汲みながら主として以下の修景作業を実施する。

①修景作業

主要景観ポイントの植栽等景観整備を行う（5年間で16カ所）。樹木の成長を予測した仕立直し・間伐、植替や補植、植栽基盤の改善等による、植栽等景観の維持・修復・改修作業を実施。

②周辺修景作業

主要景観をつなぐ園路・流れ沿い等の植栽地について、空間の奥行感を向上させる剪定・間伐、芝生・林床植栽の手入れ、四季を彩る花木や草花の育成等による、植栽等景観の維持・修復・改修作業を実施。

③茶庭修景作業

万博日本庭園内にある三つの茶室「千里庵」、「汎庵」、「万里庵」の周りにある枯山水、苔庭、露地等の小庭について、周辺樹木を含む剪定、芝刈・除草、コケ育成、落ち葉掻き等のきめ細かな手入れによる、茶庭景観の維持・修復・改修作業を実施。

④園芸花卉修景作業

現代庭園地区の主要景観であるハス池のハスや、花菖蒲田のハナショウブ、水生植物花壇などの鑑賞性の高い草花について、草花の植替、施肥、除草、株分け、薬剤散布等による、草花景観の維持・修復・改修作業を実施。

2. 日本庭園の魅力向上等ソフト業務を実施する。

文化財としての庭園にふさわしい万博日本庭園の管理技術のPR及び利用者満足度につながる取り組みの実施。

3. 管理技術の継承等の取り組みを実施する。

日本庭園管理のための技術者育成につながる取り組みの実施

(5) 委託実施期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日（5年間）

2. 業務委託の進め方

(1) 求める提案内容

- ・ 提案を求める事項は、「3. 求める提案事項等について」によるものとする。
- ・ 提出された提案は、本業務の選定委員会において審査し、業務の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する応募者（以降、本仕様書では「事業者」とする）を最優秀

提案事業者として決定する。

- ・審査に当たっては、今ある景観（※）の特性と課題点を的確に把握し、作庭意図を活かした提案であることを前提として、事業者が、5年間万博日本庭園において質の高い修景管理を行える技量を有しているかについて、評価を行う。従って、企画提案は、作庭意図を活かすよう、高い品質での景観維持や鑑賞性を高める景観改善、優れた技術者による庭園管理などが確保されたものでなければならない。

※本仕様書における景観とは、植栽を活かす景観を意味する

- ・提案に当たっては、各設問毎（業務経験実績や業務実施体制などの設問は除く）に5年間の明確な達成事項を示すとともに、常に鑑賞性の高い景観が求められる中で、景色の魅せ方や移り変わりを維持改善していく方針、景観に対する手入れの具体的な内容（必要な作業と技術・頻度・成長過程に応じた管理など）、現行を超える水準や創意工夫などの点が分かるように提案すること。

（2）契約時の留意事項

- ・本業務の受注者（契約交渉の相手方）として選定されたものは、採用された提案書にもとづき、大阪府との協議を経て、本業務実施の基本となる具体的な業務計画書（管理目標や年次計画、細かな作業仕様などを記載した計画書）を作成し、契約までに提出し、承認を受けること。なお、業務計画書は、採用された提案内容を逸脱しない範囲において、必要に応じて、大阪府との協議の上で変更できるものとし、変更する場合は速やかに大阪府に提出し、承認を受けること。
- ・大阪府日本万国博覧会記念公園事務所が示す、万博記念公園の緑地管理全般における作業上遵守すべき安全管理等の基本事項（「緑地管理委託役務業務等共通仕様書」及び「大阪府万国博覧会記念公園管理マニュアル」に示す事項）については、本業務においても遵守するものとして契約すること。
- ・万博日本庭園は、別途、指定管理者が清掃や巡視などの日常表面管理や飲食物販の運営、利用促進イベントなどを行うこととなっていることから、本業務を円滑に進めるため、業務実施に当たっては指定管理者と必要な協議（契約前及び必要に応じて）を行い、業務連携体制を整えとともに、業務分担における不明点をなくすようにすること。なお、協議結果は書面にて、その都度大阪府に提出すること。

*安全管理等の観点から、受注者及び指定管理者の双方にまたがる作業（例 危険木の対処等）があることから、管理作業の抜けが生じないように、利用者目線に立って、万博日本庭園の安全性及び快適性の確保の為に互いに協力し合うように業務を進めること。（指定管理者向け公園管理マニュアル参照）また、来園者の鑑賞環境や安全安心を確保するため、本業務の日常作業において、チェーンソーや草刈機などを使用した騒音等が生じる作業や薬剤散布などの来園者に影響を与える作業については、休園日又は平日の早朝又は夕方に行うなど、指定管理者とも調整の上、日常利用（安全性含め）に配慮して業務を進めること。

*万博日本庭園における全面的な施設の改修又は更新は大阪府が別途行うが、それ以外の維持管理作業の一切は、受注者又は指定管理者のどちらかの業務とな

る。適時、連絡調整につとめ、円滑に業務推進にあたること。

3. 求める提案事項等について

(1) 過去の業務経験実績と課題解決について

- ①平成 26 年度から令和 5 年度の間に経験した日本庭園の植栽管理について、その業務経験の実績を記載すること。(様式 2-2)
- ②平成 26 年度から令和 5 年度の間に経験した日本庭園の植栽管理に伴って発生した課題及びその解決手法とその成果並びに技術者育成のための工夫について記載すること。(様式 2-2)

【提案にあたっての留意事項】

- ・設問①～②について必ず記載すること。
- ・業務経験の実績とは、平成 26 年度から令和 5 年度の間に不特定多数に対して公開された日本庭園（面積 0.1ha 以上で国又は地方公共団体所有の公開日本庭園）における植栽の年間管理実績を有しているかを指す。なお、国又は地方公共団体所有の実績がなければ、社寺等の所有する面積 0.1ha 以上の公開庭園の実績を記載すること。また、その日本庭園が登録文化財、名勝、特別名勝などの場合は併せて記載すること。
- ・記入にあたっては、公募参加者（以下事業者という）が持つ実績のうち 1 件選んで、管理場所（管理庭園）や管理面積、管理内容など、業務内容を具体的に記入すること（様式 2-2）。（共同企業体の場合は、業務経験のある構成員の実績の中から 1 件記入すること。）
- ・なお、「様式 4 事業実績申告書」には、業務経験の実績確認として、業務名等を記載し、当該業務の契約書、特記仕様書、数量表、作業区域図等の資料（写し）を添付すること。
- ・事業者が課題解決した実績については、病虫害の発生等により衰弱した樹木の樹勢回復や荒れた庭の景観修復等の日本庭園管理に伴って発生した課題とその解決手法の内容及びその成果について具体的に記入すること（様式 2-2 に記入）。（共同企業体の場合は、構成員全員の課題解決実績をあわせて記入してもよい。）
- ・また、事業者が技術育成のために現在取り組んでいる内容について記載すること。（共同企業体等の場合は、構成員の取り組みで最も良いと思われるものを記載すること）

(2) 業務実施体制

- ①万博日本庭園の景観創出などを実施するための具体的な業務実施体制及び作業技術者等の保有資格を記載すること。(様式2-2)
- ②業務を適切に実施するために必要な管理技術者等の経歴・保有資格を記載すること。(様式2-2)

【提案にあたっての留意事項】

- ・設問①～②について必ず記載すること。
- ・設問①については、大阪府が求める質の高い庭園景観を維持していくためには、万博日本庭園内の修景業務を行うにあたり、日常的に複数人の作業技術者や作業責任者、現場全体を統括する管理技術者の常駐に加えて、景観の状態(質・バランス)を常に点検する景観監理者などが必要であると想定される。そのため一時に多数の作業技術者が必要な場合を除き、常駐し万博日本庭園内の修景作業を行う管理技術者(※)及び作業責任者(※)、作業技術者(※)のほか、景観監理者(※)などをすべて、業務実施体制として、以下に留意し記載すること(様式2-2(本文)に記入)。

※管理技術者等の定義は、名称定義欄を参照

- 1) 常駐予定者となる、管理技術者及び作業責任者、作業技術者を全て記載する。その上で、日常・繁忙期・緊急時に分けて、現場管理作業の体制を記載(各時期の予定している人員構成が分かるように記載)。また、景観の状態を点検する体制として、景観監理者を記載。なお、現場管理体制の人員構成や景観監理者については、所属会社等も含めて記載することとし、共同企業体等の場合は、構成員であるかどうかの判別もつくように記載すること。
- 2) 作業責任者及び作業技術者の有資格者に関しては、造園関係の保有している資格を全て明記した上で、資格保有が確認できる書類(資格証、証明書)の写しを添付すること。作業責任者や作業技術者については、造園技能士有資格者を想定している。樹木医なども、組み込んだ体制であることが望ましい。

また、文化庁が保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度を設けている。文化財庭園保存技術として平成14年に認定を受けている文化財庭園保存技術者協議会の会員(正・準会員、準会員補)を有する場合、その旨記載すること。また、常駐予定者に含まれる場合もその旨記載すること。
- 3) 名称定義欄に示す管理技術者や景観監理者の位置付けを踏まえ、修景業務を行うにあたって、管理技術者と景観監理者の具体的な業務内容や連携内容について、創意工夫も含めて記載する。

【名称定義欄（管理技術者等の位置付け）】

- 管理技術者：本業務において、現場に常駐し、業務における技術上の管理・統括・調整（大阪府や関係機関等）を行う現場統括責任者（事業者の正規雇用者）
- 景観監理者：本業務において、定期的（※）に庭園内を見回り、景観の質とバランスなどを確認し、修景管理の要否と方向性について、管理技術者等にアドバイスなどを行う者（※1回/月以上を想定）
- 作業責任者：作業時に、各作業の指示・指導等を行う現場作業の責任者
- 作業技術者：庭園管理に必要な修景作業の技能を有する作業者

- ・設問②については、管理技術者及び景観監理者において、0.1ha以上の日本庭園の管理経験等（景観監理者については、0.1ha以上の日本庭園の管理経験又は工事監理経験又は設計経験も可とする）の経歴（全て）及び保有している造園関係の資格（全て）を記載すること（様式2-2（本文）に記入）。
- ・管理技術者及び景観監理者の経歴や資格保有などが確認できる書類（資格証や証明書、工期、業務名、管理面積、業務内容と合わせ、担当者であることが確認できる資料）の写しを添付すること。なお、管理技術者については、事業者（共同企業体の場合は、構成員のいずれか）の正規雇用者であることを証する資料を添付すること。
- ・管理技術者の資格については1級または2級造園施工管理技士を想定している。なお、樹木医等も含め造園関係の保有資格については全て記載すること。
- ・管理技術者等は、業務の継続性を踏まえ、5年間継続して配置できる人物を提案すること。

（3）万博日本庭園全体の景観創出に有効な技術等に関する提案

- ①万博日本庭園全体の作庭意図や修景方針を十分考慮し、本庭園における質の高い景観創出につなげる為の業務全般にわたる、修景管理の実施方針及び内容を具体的に記述すること。（様式2-2）
- ②提案する修景作業の実施方針に基づき、実現性のある実施工程を具体的に記述すること。（「日本万国博覧会記念公園 日本庭園植栽等景観創出業務 作業標準」に記載された業務の目的・内容等を必ず参照すること）（様式2-3）

【提案にあたっての留意事項】

- ・設問①～②について必ず記載すること。
- ・万博日本庭園の作庭意図に関しては、貸与品である「万博日本庭園造庭誌」P.172～177、「日本庭園基本設計書」P.17～22、「万国博政府出展 日本庭園パンフレット」等

を参照すること。

- ・大阪府日本万国博覧会公園事務所の万博日本庭園の管理に関する修景方針は、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・本仕様書における景観とは、植栽を活かす景観を意味する。
- ・業務全般・全域にわたる、修景管理の実施方針及び内容の提案については、作庭意図を活かす景観の維持改善の観点で、以下の4点に分けて具体的に記述すること（様式2-2（本文）に記入）。
 - (a) 万博日本庭園が抱える修景上の全般的な課題
 - ・業務全般を通じて、委託期間中（5年間）に対応すべきと考える重要な課題（優先課題）について、記述する。
 - (b) 課題解決のための委託期間中（5年間）の実施方針
 - ・質の高い景観創出につなげるための委託期間中（5年間）の修景管理の方向性について具体的に記述する。
 - (c) 課題解決のために委託期間中（5年間）に取り組む、修景管理の内容
 - ・課題を解決し、質の高い景観創出につなげるための万博日本庭園で必要と考える修景管理の内容について、(a)の課題点に沿って具体的に記述する。
 - (d) 課題解決のために委託期間中（5年間）に取り組む、剪定技術の内容
 - ・重要な修景手法の一つである剪定について、現場状況を踏まえた課題解決の為の剪定方法を、以下に示すケース毎に、具体的に記述する。なお、必要に応じてスケッチや写真等を使用するなど、事業者の経験と技術力を示すものを提案する。書籍等の抜粋など、現場状況を踏まえない内容と判断されるものについては、評価の対象としない。
 - (d)-1 園路や流れ沿いの中高木の剪定の留意点や具体的な方法
 - (d)-2 園路や流れ沿いの低木の剪定の留意点や具体的な方法
 - ・なお、具体的な樹種を設定したほうが提案しやすければ、課題と考える空間の樹種を例示の上、記述すること。
- ・実施工程の作成に際しては、具体的な工程、作業時期等を明記するなど、受注した際に提出する業務計画書における工程表の精度で作成すること。また、実施工程は、5年分の工程を示すこととし、各年度毎に取り組む作業が分かるように各年度単位で作成すること。（様式2-3（実施工程）に記入）。

(4)「上代（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案

「上代（地区）庭園」の【深山の泉】は、各時代の庭園様式が随所に配された本庭園の源流を意味する場所で、ここから湧き出した水が「時の流れ」を表し、各時代の庭園へと流れていく。

このように【深山の泉】を中心とした上代（地区）庭園の作庭意図と、修景方針、現在の課題を十分考慮の上、下記の点について提案すること。

○上代（地区）庭園内の主要景観ポイントである【深山の泉】、【木漏れ日の滝】において、各景毎に、修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を具体的に記述すること。（様式2-2）

【提案にあたっての留意事項】

- ・「上代（地区）庭園」の作庭意図に関しては、「万博日本庭園造庭誌」P. 172～177、「日本庭園基本設計書」P. 17～22、「万国博政府出展 日本庭園パンフレット」、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・「上代（地区）庭園」の修景方針に関しては、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・作庭意図を活かす景観の維持改善の観点で、修景植栽上の課題や質の高い景観創出の為の修景管理の内容について記述すること。記述にあたっては、各主要景観ポイント毎に以下の3点に分けて具体的に記述すること。

(a) 修景植栽上の課題

(b) 委託期間中（5年間）における修景管理の実施方針

- ・目標とする景観像を示すとともに、本業務期間中における修景管理の方向性を記述すること。また、5年間で達成する内容を併せて記述する。

(c) 委託期間中（5年間）における修景管理の内容

※以下の点について留意の上記述すること

- ・本業務期間中において、毎年実施する取組内容と毎年ではないが実施する取組内容に分けて、作業の頻度・技術等が分かるようにそれぞれ記述すること。
- ・各景の課題に対してどのような点に留意し、各景の景観構成のどの点にどのような手を入れて風景の改善や魅力向上を図っていくのか、修景手法に関する具体的な提案を示すこと。必要に応じて、図や写真を用いて提案すること。

(5) 「中世（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案

「中世（地区）庭園」の【松の洲浜】は、田治六郎氏が枯山水庭園の原型とされる景色を再現することを意図して作庭したものである。

この【松の洲浜】を中心とした中世（地区）庭園の作庭意図と、修景方針、現在の課題を十分考慮の上、下記の点について提案すること。

- ①中世（地区）庭園内の主要景観ポイントである【モミジ谷】、【滝の流れ】、【サワラ林】
【松の洲浜】において、各景毎に、修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を具体的に記述すること。（様式2-2）
- ②中世（地区）庭園内の主要景観ポイントである【茶庭】（「汎庵」「万里庵」及び「千里庵」）に付随する庭及びその周辺）と【梅林】の修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を具体的に記述すること。（様式2-2）
- ③中世（地区）庭園内のその他主要景観ポイントについて修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を具体的に記述すること。（様式2-2）

【提案にあたっての留意事項】

- ・設問①～③について必ず記載すること。
- ・「中世（地区）庭園」の作庭意図に関しては、万博日本庭園造庭誌」P. 172～177、「日本庭園基本設計書」P. 17～22、「万国博政府出展 日本庭園パンフレット」、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・「中世（地区）庭園」の修景方針及び主要景観ポイントに関しては、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・各設問において、作庭意図を活かす景観の維持改善の観点で、修景植栽上の課題や質の高い景観創出の為の修景管理の内容について記述すること。

記述にあたっては、各主要景観ポイント毎に3点（※）に分けて具体的に記述すること。

※「上代（地区）庭園」の提案にあたっての留意事項を参照

(6) 「近世（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案

「近世（地区）庭園」の【心字池】は、日本庭園の成熟期である江戸時代初期の大名庭園に見られる池泉回遊式の庭園を模して造られたもので各種名木も多く植栽されている。

この【心字池】を中心とした近世（地区）庭園の作庭意図と、修景方針、現在の課題を十分考慮の上、下記の点について提案すること。

○近世（地区）庭園内の主要景観ポイントである【心字池】、【つつじが丘】において、各景毎に、修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を具体的に記述すること。（様式2-2）

【提案にあたっての留意事項】

- ・「近世（地区）庭園」の作庭意図に関しては、万博日本庭園造庭誌」P. 172～177、「日本庭園基本設計書」P. 17～22、「万国博政府出展 日本庭園パンフレット」、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・「近世（地区）庭園」の修景方針に関しては、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・作庭意図を活かす景観の維持改善の観点で、修景植栽上の課題や質の高い景観創出の為の修景管理の内容について記述すること。記述にあたっては、各主要景観ポイント毎に3点（※）に分けて具体的に記述すること。

※「上代（地区）庭園」の提案にあたっての留意事項を参照

(7) 「現代（地区）庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案

「現代（地区）庭園」の【旋律の鯉池】は、作庭者が日本庭園の伝統を受け継ぎながら、切石を石組みに使用するなど新しい創作を表現した場所である。

この【旋律の鯉池】を中心とした現代（地区）庭園の作庭意図と、修景方針、現在の課題を十分考慮の上、下記の点について提案すること。

○現代（地区）庭園内の主要景観ポイントである【旋律の鯉池】、【ハス池】の修景植栽上の課題を洗い出すとともに、それに対する解決策を持った修景管理の内容を記述すること。（様式2-2）

【提案にあたっての留意事項】

- ・「現代（地区）庭園」の作庭意図に関しては、万博日本庭園造庭誌」P. 172～177、「日本庭園基本設計書」P. 17～22、「万国博政府出展 日本庭園パンフレット」、「日本庭園

景観整備方針」に記載されている。

- ・「現代（地区）庭園」の修景方針に関しては、「日本庭園景観整備方針」に記載されている。
- ・作庭意図を活かす景観の維持改善の観点で、修景植栽上の課題や質の高い景観創出の為の修景管理の内容について記述すること。記述にあたっては、各主要景観ポイント毎に3点（※）に分けて具体的に記述すること。

※「上代（地区）庭園」の提案に当たっての留意事項を参照

（8）日本庭園におけるソフト面での新たな提案

日本庭園は、登録記念物（名勝部門）への申請準備中である。文化財登録をきっかけに、質の高い植栽景観創出にとどまらない、文化財にふさわしい日本庭園としての周知とより一層の魅力向上が求められている。

このため、文化財にふさわしい庭園としてアピールするソフト面での実現性のある具体的な提案を記述すること。

○伝統的庭園技術を通じて、日本庭園のPRや利用者満足につながる実現性のある具体的な提案を記述すること。（様式2-2）

【提案にあたっての留意事項】

- ・日本庭園におけるソフト面での新たな提案については、以下の点に留意の上、具体的な取り組みを記述すること。

1) 文化財登録のタイミングに合わせた単年度の提案であるか、文化財登録をきっかけに5ヶ年にわたり継続して行う提案であるのかが明確にわかるよう記述すること。文化財登録とは関係なく実施する場合も、その旨記載すること。
なお、文化財登録はR6年秋を想定して提案すること。

2) 仮設置を前提とした企画提案を行う場合は以下の点に留意すること。

※当提案に必要な管理及び復旧は、原則、事業者が行う。

※提案内容が優れ、存置した場合でも、本業務委託の中で万博日本庭園にふさわしい管理が可能とみなし、大阪府より事業者に対して存置に係る協議を依頼した際は、事業者は存置協議に応じることとし、存置協議の中で、必要な種々の取り決め等を行なう。なお、事業者として存置（一部又は全部）を希望する場合は、提案時にその旨を明記すること（最終の存置可否の判断は大阪府で行う）。

3) 大阪府以外に指定管理者との調整が必要である点を前提として、提案すること。

- 4) 提案についての費用は、提案項目毎に費用を提示の上、費用の内訳（直接委託料と諸経費のどちらにいくら計上するかの内訳）を提案項目毎に明記すること。

(9) 日本庭園の植栽管理技術を継承するための提案

日本庭園を管理するにあたり、作業員の高度な植栽管理技術は不可欠である。日本庭園特有の伝統的植栽管理技術をどのように担保するのか、技術者育成も含めた技術継承の取り組みについて記述すること。

○伝統的管理技術について、特に技術を要する植物やそれと一体となった石組、流れ、工作物等を例にとり、具体的にどのように技術を担保するのか、またそのための仕組みづくりについて記載すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・技術を担保するための仕組みづくりについては、例えば日常管理に関する提案では、庭園管理において重要な見回り作業である巡回管理について、どのような体制で行うかなど、技術継承に向けた創意工夫などを含めて具体的に記述すること。
- ・伝統的植栽管理技術を継承するための取り組みについては、短期・長期的展望から記述すること。

(10) 応募金額提案書

- ①応募金額提案書には、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの合計金額を記入すること。（様式3）
- ②内訳は令和6年度（2024年度）（7月～3月）、7年度（2025年度）（4月～3月）、8年度（2026年度）（4月～3月）、9年度（2027年度）（4月～3月）、10年度（2028年度）（4月～3月）、11年度（2029年度）（4月～6月）に分けて記入すること。（様式3）
- ③作業ごとに積算を行った積算内訳書（各年度分）を別途添付すること。（様式3-2）

【提出にあたっての留意事項】

- ・設問①～③の書類について必ず作成すること。
- ・「日本庭園植栽等景観創出業務 作業標準仕様書」（過去の作業内容に基づいて参考に示したもの）、「日本庭園植栽等景観創出業務 工程表」、「日本庭園植栽等景観創出業務

数量表]、「図面」等を参考に、これまでの品質を上回るように提案及び積算を行うこと。数量表に記した数値は参考値であるため、各社の判断で、これまでの品質（頻度・技術等）を上回るとともに提案事項を達成するのに必要な作業量を想定し、数量を決定すること。

- ・提案内容について全て履行できるように各作業にかかる費用を精査・積算の上、提案応募金額を算出すること。
- ・(8)の提案を行うに当たって別途経費（企画提案などの直接委託料などに含めない費用）が必要な場合は、それも含めて、提案応募金額を積算すること。また、提案応募金額の中で、直接委託料（直工費）と諸経費の金額がそれぞれ分かるように提案書を作成すること。
- ・なお、応募金額は税込み金額とし、委託上限額として示した金額は超えないこと。

4. その他留意事項

本業務の実施に支障をきたさないよう、履行開始までに前管理業者より管理内容等の必要な引き継ぎを受けること。また、本業務期間満了時には、次期受注者が履行開始するまでに、次期受注者への引継書類等の作成及び必要な引き継ぎを行うこと。なお、引き継ぎに関する経費は受注者が負担すること。

文化財登録後は日本庭園の改変について文化庁への報告が必要となる場合があるため、大阪府との協議が必要となる。

採用された提案（プレゼンテーションの際の回答も含む）の実施に当たっては、大阪府との協議・承諾を経て、具体的な工程や実施手法、実施体制、実施金額（単価含め）などを定めた上で行うこととする。

5. 求める提案事項等の記述枚数について

「3. 求める提案事項等について」の記述枚数等は以下のとおりとする。

(1) 過去の業務経験と課題解決実績 (A 4 体裁自由) (様式 2-2)

(2) 業務実施体制

(業務実施体制や管理技術者等の経歴・保有資格など)

(A 4 体裁自由) (様式 2-2)

(資格や雇用を証明するもの) 別紙

(3) 日本庭園全体の景観創出に有効な技術等に関する提案

(日本庭園景観創出の業務全般にわたる実施方針及び修景管理の内容)

(A 4 体裁自由) (様式 2-2)

- (日本庭園景観創出の実施工程表)(様式2-3)
- (4)「上代(地区)庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案
(A4体裁自由)(様式2-2)
 - (5)「中世(地区)庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案
(A4体裁自由)(様式2-2)
 - (6)「近世(地区)庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案
(A4体裁自由)(様式2-2)
 - (7)「現代(地区)庭園」における景観創出の実施方針や修景技術に関する提案
(A4体裁自由)(様式2-2)
 - (8)日本庭園におけるソフト面での新たな提案 (A4体裁自由)(様式2-2)
 - (9)日本庭園の植栽管理技術を継承するための提案
(A4体裁自由)(様式2-2)
 - (10)応募金額提案書(A4 表紙1枚(様式3)+積算内訳書(様式3-2))

- ※1 提案書に使用するフォントは10.0ポイント以上とする。
- ※2 提案書のうち様式2、様式2-2、様式2-3は合計で、A4サイズ換算で100頁以内とし、頁番号を入れること。また、A3サイズは使用可とするが、A4サイズ換算で制限枚数以内であること。なお、様式2-2に添付する資料のうち資格証の写しなど、資格や雇用を証明する資料は、制限枚数のカウントには入れない。
- ※3 様式3、様式3-2については、制限枚数は設定していないが、A4サイズとし、頁番号を入れること。
- ※4 写真・図面等の使用は可とする。
(写真や図面などについて、提案本文に挿入せず、別紙参考資料として添付することを可能とする。但し、全て制限枚数のカウントに入れる。)
- ※5 過去の業務経験実績において、契約書等実績を証明する資料は様式4に添付すること。
- ※6 様式番号順にA4ファイルに綴じること。

6. 諸手続き

本業務実施に伴い必要な官公署等への手続きは、日本万国博覧会記念公園事務所の承諾を経て、受注者の責任において速やかに行うこと。

7. 提案書作成にかかる貸与資料

- 「日本庭園基本設計書」(S43)
- 「万博日本庭園造庭誌」(S55)
- 万博開催時の出展パンフレット「日本庭園」2種類
- 「日本庭園景観整備方針」(2024-2028年)

※貸与資料は、説明会開催日（令和6年3月28日）より貸与開始とする。詳細は、公募要領を参照のこと。

※「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（R4.11月）」については、以下よりダウンロードできる。

http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/banpaku_vision2040/index.html

※提案書作成の参考として、平面図などを提供する。同図面等は、本業務用の管理図面ではないので、その前提で、提案書の作成に活用すること。なお、同図面等は電子データとして提供し、提供方法は貸与資料と同様の方法とする。